

転居に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
マイナンバーカードをお持ちの人	カードの住所変更	マイナンバーカード	市民課 (1F ピンク②番) 0986-23-2128
申請したマイナンバーカードを受け取っていない人	カードが出来上がりましたら、新住所にてお知らせします ※追記欄に新住所を追記します		
印鑑登録をしている人	住所は自動的に変更になります		

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、後日(3営業日以内)郵送で送付します

保険年金	国民健康保険に加入している人 →70歳から74歳までの人	国民健康保険資格確認書の住所変更 国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証の住所変更	国民健康保険資格確認書 国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証	保険年金課 (1F 黄色⑦番) 0986-23-2642
	→各種認定証をお持ちの人	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	保険年金課 (1F 黄色⑧番) 0986-23-2634
	75歳以上の人 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人 →各種認定証をお持ちの人	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付 新しい認定証の交付		
国民年金に加入中の人		国民年金の住所変更	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている人は届出不要	
年金を受給中の人		年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている人は届出不要	

高齢	介護保険被保険者証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険被保険者証の住所変更	介護保険被保険者証	介護保険課 (1F オレンジ色 7番) 0986-23-2114
	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等	障がい福祉課 (1F 水色 6番) 0986-23-2980
	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)をお持ちの人	各種受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証	
	障害児福祉手当 特別児童扶養手当 特別障害者手当 を受給している人 経過的福祉手当	各種手当の住所変更	※受付窓口でお尋ねください	

こども	小学生・中学生の子どもがいて、 通学区域が変わった人	転校手続き (転学通知書、転入通知書の交付)	・転学通知書、転入通知書(市民課で交付) ・在学証明書、教科用図書給与証明書(前の学校で交付)	市民課(1F ピンク②番) 0986-23-2128 ※転学通知書を前の学校へ、転入通知書と在学証明書、教科用図書給与証明書を新しい学校へ提出してください
	児童手当を受給している人 (0歳~中学生)	※手続きは必要ありません	子どもの資格確認書 (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の人は、勤務先へ申請してください	こども政策課 (1F 緑色 3番) 0986-23-2684
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む人	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要		保育課 (2F 黄緑色 13番) 0986-23-4894
	保育園等に入所している子どもがいる人	※世帯構成が変更になる場合は ご相談ください		こども政策課 (1F 緑色 3番) 0986-23-2684
	ひとり親家庭等に該当している人 ※世帯構成に変更がある人は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 母子・父子等医療費受給資格証の 住所変更	※受付窓口でお尋ねください 母子・父子等医療費受給資格証	

税・料金	上下水道を使用する人、または使用をやめる人	使用開始申込み及び中止届 ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 0986-23-4510
	税や料等の納付について相談される人	納付相談		納稅管理課 (2F 灰色 11番) 0986-23-2126

その他	犬を飼っている人	登録事項の変更		環境政策課(北別館 3F) 0986-23-2130
	市営住宅を退去する人 または市営住宅に同居を希望する人	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でお尋ねください	・住宅施設課(3F) 0986-23-2091 ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

都城市役所

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話
0986-23-2111

開庁時間 午前 **8時45分**～午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



市HP



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

手続きチェックシート **転居**

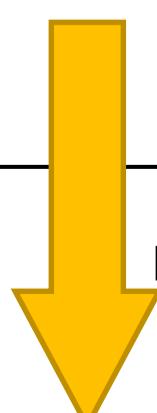
都城市内で引越しされた人へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- お持ちの人は「マイナンバーカード」
- 外国籍の人は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳*
- ・介護保険証
- ・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

*年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました。引き続き
本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

- 代理人として来られた人について本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
- マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。